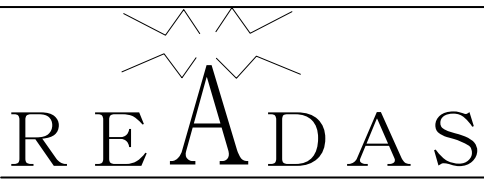


第 4816 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月18日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 公社債等に係る利子等の取扱い

**Q**：平成28年1月1日から、公社債等に係る利子等の取扱いが変わるそうですが、平成27年12月31日までに発行された公社債等の利子はどのように取り扱われますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

公社債等に係る利子等の取扱いは、現行では、源泉分離課税とされていますが、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき公社債等については、「特定公社債等」と「それ以外の一般公社債等」に区分され、次のように取り扱われることとなっています。

#### ①特定公社債

平成27年12月31日以前に発行されたもの及び平成28年1月1日以後に発行されたもののうち、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべきものは、申告分離課税となります。

特定公社債とは、国債及び地方債、外国又は地方公共団体が発行し又は保証する債券、平成27年12月31日までに発行された公社債等をいいます。

#### ②それ以外の一般公社債等

平成28年1月1日以後に発行されたもので同日以後に支払いを受けるべきものは、これまでどおり、源泉分離課税となります。

ただし、同族会社が発行した社債利子等（少数私募債等）で株主等が支払いを受けるものについては総合課税となります。

